

四日市市告示第 598 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月15日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
1	古川2号線	楠町南五味塚字八島1400-3	6.3~11.8	87.6
		楠町南川字東浦274		
2	曙23号線	曙町197-3	4.8~4.9	29.3
		曙町197-3		
3	赤堀5号線	赤堀三丁目2143	3.5~12.0	130.5
		赤堀南町2150-1		
4	赤堀14号線	赤堀三丁目2143	3.6~10.0	143.1
		赤堀三丁目1904-5		
5	笹川環状1号線	笹川五丁目5	61.5	25.0
		笹川五丁目5		
6	水沢茶屋本町線	水沢町字東沖2277-2	11.6~17.1	74.2
		水沢町字東沖2277-2		